



2020年5月11日

各 位

会社名 京都きもの友禪株式会社
代表者名 代表取締役社長 服部 雅親
(コード番号 7615 東証第1部)
問合せ先 執行役員経営企画部長 白岩 正樹
(TEL. 03-3639-9191)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2020年6月24日開催予定の当社第49期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社グループ事業の現状に適応するため、事業目的を一部修正するものがあります。
- (2) 当社は、2020年3月25日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2020年6月24日開催予定の当社第49期定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (3) 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨の規定を新設するものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2020年6月24日（水）
定款変更の効力発生日	2020年6月24日（水）

以 上

(別紙)

(下線__は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 <条文省略></p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 <条文省略></p> <p>1. 呉服、和装品、洋服、洋装品、寝装具、寝具、その他関連する衣料用繊維製品の製造、販売、加工、賃貸及び輸出入</p> <p>2. <u>貴金属、貴石、半貴石、真珠及びこれらの製品、ガラス製品、べっこう製品、さんご製品、こはく製品、ぞうげ製品、七宝製品</u>の販売、加工、賃貸及び輸出入</p> <p>3. <u>毛皮製品、皮革製品、履物、服飾雑貨、時計、小間物の販売、加工、賃貸及び輸出入</u></p> <p>4. <u>家具、室内インテリア製品、美術工芸品、書籍</u>の販売、加工、賃貸及び輸出入</p> <p>5. <u>化粧品</u>の販売及び輸出入</p> <p>6. 前各号に掲げる各製品の割賦購入斡旋<u>並びに割賦販売</u></p> <p>7. ～16. <条文省略></p> <p>17. <u>医療器具、衛生用品</u>の販売及び輸出入</p> <p>18. <u>不織布を原材料とする磁気、電磁波の防護製品</u>の販売及び輸出入</p> <p>19. ～21. <条文省略></p> <p>第 3 条 <条文省略></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 <現行どおり></p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 <現行どおり></p> <p>1. 呉服、和装品、洋服、洋装品、寝装具、寝具、その他関連する衣料用繊維製品の製造、販売、加工、賃貸、<u>保管、管理</u>及び輸出入</p> <p>2. 貴金属、貴石、半貴石、真珠、<u>装身具、毛皮製品、皮革製品、履物、服飾雑貨、家具、室内インテリア製品、美術工芸品、書籍</u>の販売、加工、賃貸、<u>保管、管理</u>及び輸出入</p> <p><削 除></p> <p><削 除></p> <p>3. <u>化粧品、医療器具、健康機器、美容機器、衛生用品、磁気・電磁波の防護製品</u>の販売及び輸出入</p> <p>4. 前各号に掲げる各製品の割賦購入斡旋<u>及び割賦販売</u></p> <p>5. ～14. <現行どおり></p> <p>15. <u>写真撮影業及び写真スタジオの経営</u></p> <p><削 除></p> <p>16. ～18. <現行どおり></p> <p>第 3 条 <現行どおり></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 <条文省略></p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第13条 <条文省略></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第14条～第17条 <条文省略></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 <条文省略></p> <p>2 株主<u>または</u>代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載<u>または</u>記録する。</p> <p>第20条 <条文省略></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第21条 当社の取締役は、<u>15名以内</u>とする。</p> <p><新 設></p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 <現行どおり></p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第13条 <現行どおり></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第14条～第17条 <現行どおり></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 <現行どおり></p> <p>2 株主<u>又は</u>代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載<u>又は</u>記録する。</p> <p>第20条 <現行どおり></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第21条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>10名以内</u>とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第22条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 <条文省略></p> <p>3 <条文省略></p>	<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第22条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <現行どおり></p> <p>3 <現行どおり></p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><新 設></p> <p><新 設></p> <p><新 設></p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第25条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第26条 <条文省略></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第27条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。</p> <p><新 設></p> <p>第28条 <条文省略></p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第25条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第26条 <現行どおり></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第27条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第28条 取締役会は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第29条 <現行どおり></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載<u>または</u>記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印し、<u>または</u>電子署名する。</p> <p>2 前条第2項の決議があったとみなされる事項の内容<u>および</u>その他の法令に定める事項については、これを議事録に記載<u>または</u>記録する。</p> <p>第30条～第31条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第32条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第33条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第30条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載<u>又は</u>記録し、出席した取締役がこれに記名押印し、<u>又は</u>電子署名する。</p> <p>2 前条第2項の決議があったとみなされる事項の内容<u>及び</u>その他の法令に定める事項については、これを議事録に記載<u>又は</u>記録する。</p> <p>第31条～第32条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p>第35条 <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>〈削 除〉</p>
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第36条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>〈削 除〉</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第37条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>〈削 除〉</p>
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p>第38条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>〈削 除〉</p>
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第39条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印し、または電子署名する。</u></p>	<p>〈削 除〉</p>
<p><u>(監査役会規則)</u></p> <p>第40条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p>〈削 除〉</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>	<p>（削 除）</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>（常勤の監査等委員）</p> <p>第33条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>（監査等委員会の招集通知）</p> <p>第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査等委員会を開催することができる。</p> <p>（監査等委員会の決議方法）</p> <p>第35条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">〈新 設〉</p> <p style="text-align: center;">〈新 設〉</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人 (選任方法)</p> <p>第 4 2 条 〈条文省略〉</p> <p style="text-align: center;">(任期)</p> <p>第 4 3 条 〈条文省略〉</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第 4 4 条 〈条文省略〉</p> <p style="text-align: center;">〈新 設〉</p> <p style="text-align: center;">(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 4 5 条 〈条文省略〉</p> <p style="text-align: center;">〈新 設〉</p> <p style="text-align: center;">〈新 設〉</p>	<p style="text-align: center;">(監査等委員会の議事録)</p> <p>第 3 6 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印し、又は電子署名する。</p> <p style="text-align: center;">(監査等委員会規則)</p> <p>第 3 7 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人 (会計監査人の選任方法)</p> <p>第 3 8 条 〈現行どおり〉</p> <p style="text-align: center;">(会計監査人の任期)</p> <p>第 3 9 条 〈現行どおり〉</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第 4 0 条 〈現行どおり〉</p> <p style="text-align: center;">(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 4 1 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 4 5 9 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 4 2 条 〈現行どおり〉</p> <p style="text-align: center;">2 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 3 0 日とする。</p> <p style="text-align: center;">3 前 2 項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(中間配当)</u></p> <p><u>第 4 6 条 当社は、取締役会の決議によっ</u> <u>て、毎年 9 月 3 0 日を基準日とし</u> <u>て中間配当をすることができる。</u></p> <p>第 4 7 条 <条文省略></p> <p> <新 設></p> <p> <新 設></p>	<p> <削 除></p> <p>第 4 3 条 <現行どおり></p> <p> <u>附 則</u></p> <p> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第 1 条 当社は、<u>第 4 9 期定時株主総会終結</u> <u>前の行為に関する会社法第 4 2 3 条第</u> <u>1 項所定の監査役（監査役であった者</u> <u>を含む。）の損害賠償責任を、法令の</u> <u>限度において、取締役会の決議によっ</u> <u>て免除することができる。</u></p>